

○職員の臨時的任用に関する規則

〔 令和 3 年 2 月 4 日 〕  
規 則 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条の 3 第 4 項の規定に基づき、職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時的任用を行うことができる場合)

第 2 条 組合長は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、現に職員(臨時的に任用された職員を除く。)でない者を臨時的に任用することができる。

(1) 災害その他重大な事故のため、地方公務員法第 17 条第 1 項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合

(2) 臨時的任用を行う日から 1 年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合

(臨時的任用の期間の更新)

第 3 条 臨時的任用の期間は、6 月を超えない期間で更新することができる。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、職員の臨時的任用に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。